

参考法令

農林水産省設置法（抜粋）

（平成11年法律第98号）

（設置）

第6条 本省に、農業資材審議会を置く。

2 【略】

（農業資材審議会）

第7条 農業資材審議会は、農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）、農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）、種苗法（平成十年法律第八十三号）及び愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成二十年法律第八十三号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

2 農業資材審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他農業資材審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

農業資材審議会令（抜粋）

（平成12年政令第288号）

（組織）

第1条 農業資材審議会（以下「審議会」という。）は、委員三十人以内で組織する。

- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）

第2条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、農林水産大臣が任命する。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、農林水産大臣が任命する。

（委員の任期等）

第3条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

（会長）

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（分科会）

第5条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名 称	所 掌 事 務
農薬分科会	農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
飼料分科会	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）及び愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成二十年法律第八十三号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
種苗分科会	種苗法（平成十年法律第八十三号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

- 2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。
- 4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- 5 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決（次条第六項の規定により分科会の議決とされるものを含む。）をもって審議会の議決とすることができる。

(部会)

第6条 分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、分科会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 分科会は、その定めるところにより、部会の議決をもって分科会の議決とすることができる。

(雑則)

第9条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

農業資材審議会飼料分科会における部会の設置について
(平成27年 8 月飼料分科会決定)

第一条 農業資材審議会令第六条の規定により、飼料分科会に、次の表の上欄に掲げる部会を置き、これらの部会の所掌事務は、飼料分科会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
飼料安全部会	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号。以下「飼料安全法」という。）第二条第三項、第三条第二項、第五条第三項、第二十三条、第二十五条第四項及び第五十一条第二項並びに愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成二十年法律第八十三号）第五条第二項及び第七条の規定により農業資材審議会（以下「審議会」という。）の権限に属せられた事項（遺伝子組換え飼料部会に関するものを除く。）を処理すること。
遺伝子組換え飼料部会	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号。以下「飼料安全法」という。）第三条第二項の規定により審議会の権限に属せられた事項（組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物に関するものに限る。）を処理すること。
飼料栄養部会	飼料安全法第二十六条第六項及び第三十二条第二項の規定により審議会の権限に属せられた事項を処理すること。

第二条 飼料安全部会の議決のうち、飼料安全法第三条第二項の規定により審議会の権限に属せられた事項の処理に関する議決（同項の規定により基準又は規格を改正する場合に限る。）は、飼料分科会の議決とする。ただし、当該部会において、飼料分科会における審議が必要とされた場合はこの限りではない。

第三条 遺伝子組換え飼料部会における組換えDNA技術応用飼料添加物の安全性審査に関する議決のうち、高度に精製された飼料添加物に該当するものの議決は、飼料分科会の議決とする。ただし、当該部会において、飼料分科会における審議が必要とされた場合は、この限りでない。

第四条 飼料栄養部会の議決は、飼料分科会の議決とする。ただし、当該部会において、飼料分科会における審議が必要とされた場合は、この限りでない。